

令和8年2月10日

第12回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和7年度第12回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年2月10日(火) 午後1時30分～午後2時15分
2. 場 所 玉東町役場 3階 会議室
3. 出席委員 (11名)

会 長	1 番	鬼塚忠正			
会長職務代理者	8 番	山野正亮			
委 員	2 番	小山省三	3 番	坂口政文	4 番 上田佳子
	5 番	宮崎 文	6 番	村田真也	7 番 児玉俊朗
	9 番	大隅正信	10 番	深本 浩	11 番 井上知幸

推進委員 今村英明 田尻稔男
4. 欠席委員 (0名)
5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について
日程第5	議案第4号 その他
6. 農業委員会事務局職員

局長	小島隆一	主事	坂本美桜
----	------	----	------

事務局

ただ今から、令和8年2月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、鬼塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

本日は、○番○○委員から欠席の連絡がっております。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立していますことを報告いたします。

では、この後の議事につきましては会議規則により会長より進行をお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は5番宮崎委員と6番村田委員を指名します。また、書記に事務局の坂本事務局員を指名します。

よろしく申し上げます。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について4件あがっております。1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、1番の農地法第3条の規定による許可申請について

＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、実家の営農から独立し、今回、新規就農として当該農地を借り受けるため申請をされるものです。

申請地につきましては、3ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、1番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

2番 小山市三委員

1月30日に事務局及び推進委員と現地確認を行いました。このみかん畑は手入れもしてあり何ら問題ないと思いますので審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見ををお願いします。

推進 今村英明委員

現地を確認しました。1番と2番は同じ場所でしたので、併せて意見を述べさせてもらいます。立地条件的には山の中で、あまり普通は好まない所だと思いますけれども、現場を見てみますと整理はされており、みかん作付けにおいては問題ないと判断します。貸し付けにおいても問題ないと思います。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

3番 坂口政文委員

備考の欄に農用地区域内と表示してありますけれども、区域外じゃありませんませんか。

事務局

こちらは農用地区域内で間違いありません。

3番 坂口政文委員

賃借で10年の設定になっていますが、賃借の料金は分かりますか。

事務局

賃借料につきましては、1反当り5,000円の賃借料となっています。

3番 坂口政文委員

ちなみに2番も同じですか。

事務局

2番は1反当り10,000円となっています。

7番 児玉俊朗委員

借受け人は玉東に住まれるのか。

事務局

借受け人は熊本市内にお住まいで、通って栽培されます。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番について承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、1番は承認されました。

続きまして2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、2番の農地法第3条の規定による許可申請について

＝1頁、議案第1号、2番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、実家の営農から独立し、今回、新規就農として当該農地を借り受けるため申請をされるものです。

申請地につきましては、4ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、2番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

2番 小山省三委員

1番の畑と同じで手入れもしてあり問題ありません。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見ををお願いします。

推進 今村英明委員

先ほど申しあげました通りです。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、2番について承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、2番は承認されました。

続きまして3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、3番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝1頁、議案第1号、3番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、米 4,631 m²、みかん 6,743 m²、野菜 1,029 m²を栽培されており、今回、水稻の規模拡大により当該農地を買い受けるため申請をされるものです。

申請地につきましては、5ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、3番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

1 番 鬼塚忠正委員

この案件につきましては、譲渡し人の方から申し出があり譲受人も承諾をされております。圃場につきましては図面にありますように、現況は1枚となっており何ら問題ないと見ております。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 田尻稔男委員

何ら問題ないと思います。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、3番について承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、3番は承認されました。
続きまして4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、4番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝1頁、議案第1号、4番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、みかん2,420㎡を栽培されており、今回、規模拡大により当該農地を買い受けるため申請をされるものです。

申請地につきましては、6ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、4番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

1 番 鬼塚忠正委員

本人は、現状栽培をされており管理も十分されており、特段問題はないと思っております。また、手前の畑も貸し借りの部分で改植をされておりますので、また、申請が上がってくるかと思えます。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見を申し上げます。

推進 田尻稔男委員

譲受人は白木地区で有望な将来を担う農業者になると期待しておりますので、何ら問題ないと思えます。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

3 番 坂口政文委員

売買という形になっており、面積も1反以上ありますので、今後のこともあり良ければ売買の価格を教えてください。

事務局

売買価格につきましては、1反当たり200,000円の契約となっております。面積で計算しますと、352,600円の売買価格となります。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、4番について承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、4番は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
＝7頁、議案第2号、1番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在賃貸住宅のお住まいで夫婦と子ども1人の3人暮らしをされておりますが、居住スペースが手狭となり、数年前から住宅建築を考え用地の購入を検討されていきました。共働きの生活を維持するにあたり、両親の援助が必須であると考え、実家近くで適当な用地を検討した結果、利便性の良い当該用地を申請されるものです。

申請地につきましては、8ページをご覧ください。農地区分は300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地、第3種農地と判断します。役場から300m以内の範囲に該当し、許可相当であると考えます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

2番 小山市三委員

現地確認をしました。外部はほとんど宅地となっており、何ら問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見ををお願いします。

推進 今村英明委員

歩道の整備がなされ、かなり宅地化されております。農地よりも宅地化の方がよいと十分判断できましたので問題ありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

7 番 児玉俊朗委員

道路はありますか。

事務局

進入路につきましては、東側の用地の南側を進入路として購入される予定です。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第 2 号について承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第 2 号は承認されました。

続きまして、日程第 4、第 3 号議案、農用地利用集積等促進計画の意見決定について議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

9 ページです。(朗読)

10 ページです。議案第 3 号につきましては、農用地利用集積等促進計画の意見決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、玉東町長から令和 8 年 1 月 26 日付けで、農用地利用集積等促進計画の意見決定を求められているところでございます。

11 ページの集計表をご覧ください。

今回の申請は、賃借権の設定が 1 件で 7,532 m²の一括方式で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断し、ご提案しております。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、何かご意見、質疑はありませんか。

議長

無いようですので、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の意見決定については(案)のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

- ・ 農業者年金地域別普及推進セミナーについて
- ・

議長

それでは以上をもちまして、第 12 回玉東町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 15 分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和 8 年 2 月 10 日

玉東町農業委員会会長

鬼塚 忠正



3 番委員

坂口 政文



4 番委員

上田 佐子



1921

1922

1923

